保育施設利用案内

（平成 31 年度版）

◎この利用案内には、浜松市の保育施設を利用するために必要な手続き等が書かれています。

※利用申込みをする前に必ずお読みください。

平成31年4月　保育施設利用希望者の申し込みについて

平成３１年４月から保育施設の利用を希望される方は、下記のとおり申し込み手続きを行ってください。
なお、申込者数が募集者数を上回った場合は利用調整（選考）をさせていただきますので、結果によっては入園できない場合もあります。あらかじめご了承ください。

★歳児別募集人数は各区役所社会福祉課又は子育て情報サイト「ぴっぴ」で１１月１６日（金）よりご案内します★

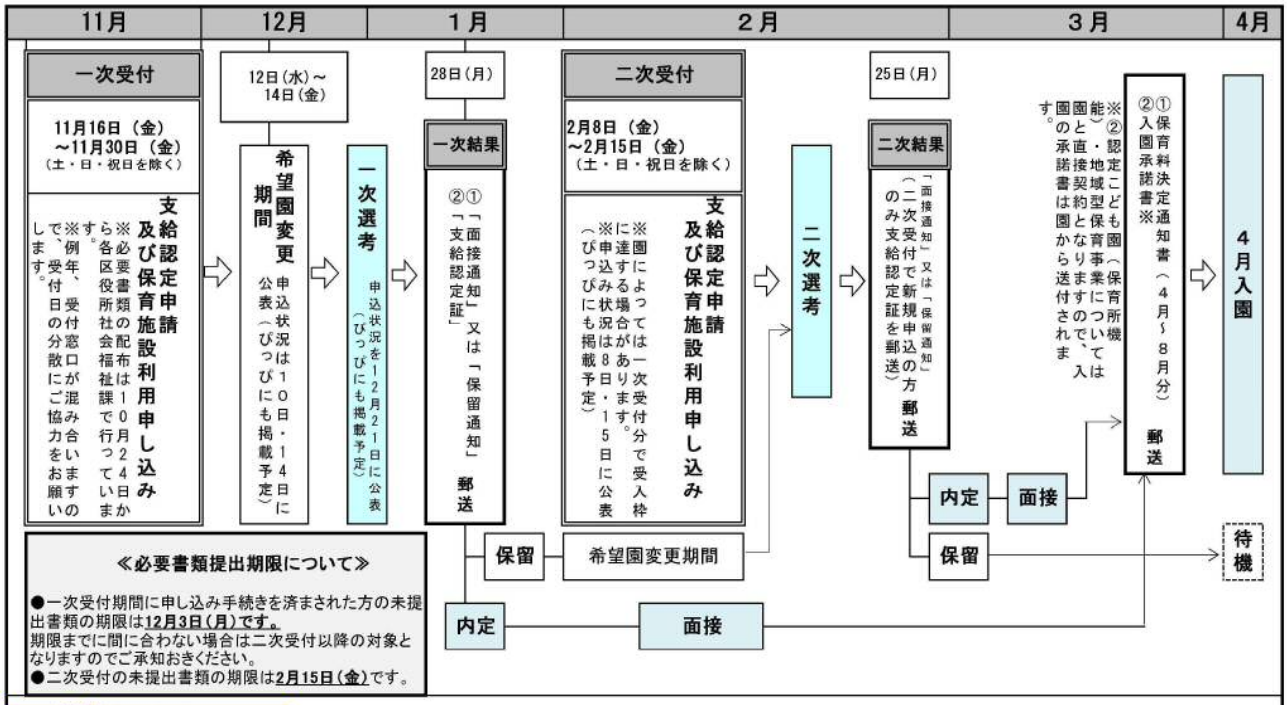

一次選考について

- 一次選考の対象世帯は、11月16日（金）から11月30日（金）までの受付期間に申し込みをした世帯となります。
  ※希望園及び希望順位の変更は、12月12日（水）から12月14日（金）までの期間にお願いします。
- 一次選考の結果は、**1月28日（月）**にご自宅宛てに発送いたします。
  入園内定の場合は「面接の通知書」を、保留となる場合は「入園保留の通知書」を、併せて「支給認定証」を同封いたします。

二次選考について

- 二次選考の対象世帯は、2月8日（金）から2月15日（金）までの受付期間に申込みをした世帯と一次選考対象世帯で入園保留になった世帯となります。**※希望園及び希望順位の変更は二次受付の期間内にお願いします。**
- 二次選考の結果は、**2月25日（月）**にご自宅宛てに発送いたします。
  二次選考受付期間に申し込みをした世帯の方は「支給認定証」を同封いたします。

平成３１年４月１日現在、待機となった方について

- 2020年3月（平成31年度中）まで選考の対象となります。入園枠に空きが生じて入園内定となった場合は、入園内定月の前月20日前後に電話連絡させていただきます。
- **二次選考終了後に内定の取下げ又は在園児の退園があった場合、二次選考までに申し込みされた方を対象に繰上げ内定となる場合があります。**なお、繰上げ内定の方には電話連絡させていただきます。
- 5月以降の歳児別募集人数は募集月の前月初日のご案内になります。お問合せは各区役所社会福祉課までお願いします。

内定された方について

- 保育料決定通知書、入所承諾書の発送は3月下旬頃を予定しています。面接で特に指摘がなければ、事実上の入所決定となります。

浜松市